



## 労使間の取扱いに関する協約を遵守し、 正常な労使関係を求める緊急申し入れ 団体交渉を行う！～その1～

12月22日  
東地申  
27号

1.「労使間の取扱いに関する協約」第2条(労働協約の遵守義務)に基づき労使間の取扱いに関する協約を遵守すること。

【会社回答】「労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)に則り取り扱っているところである。」

過去2度の団体交渉で「協約協定は遵守する」と支社は回答するも、  
職場では全く異なる事象が発生している事実を指摘！

◆2020年12月24日申21号会社回答

「(協約協定は)本社・本部間で締結されているものであるが、現場の組合員にも適用される考えである」が・・・

上野車掌区 N 副区長の言動

団体交渉の中身を言われたって仕方ないでしょ。協約があってもそれに基づいて各区所で運用している！

◆2021年10月19日申2号会社回答

「労使間の取扱いに関する協約に則り取り扱っているところである」が・・・

中野車掌区 H 副区長の言動

グループリーダーも当直だけで貸すと言ったかもしれない。もちろんそういう場合もある。うちの場合は、その時に予定の入っていない日勤管理者がいるっていうのがベースかな・・・



支社は「協約協定を職場まで指導する」と回答を繰り返すのみ！  
(交渉)議論を踏まえて、「正しくない」「不適切だったら“必要な指導は継続する。

職場では独自のルールで運用されている！

会社がやっていることは、

- ・労働協約を都合よく解釈し、輸送サービス労組への嫌悪感と職場活動の規制！
- ・団体交渉で議論したことを無かったことにすることは、団体交渉を拒否することに値する！

よって誠実交渉義務違反と不当労働行為である！

**通告!**

支社に対し、分会長への“謝罪”を求める！”拒否するのであれば現場で議論することも併せて通告！

～その2へつづく～



## 労使間の取扱いに関する協約を遵守し、 正常な労使関係を求める緊急申し入れ 団体交渉を行う！～その2～

12月22日  
東地申  
27号

掲  
示  
板  
関  
係

組合：現段階設置されていないことに抗議する！団体交渉経過の回答は変わらないのか。

会社：会社として、場所を指定して設置済みという認識である。  
団体交渉の回答にも変わりはない。



組合：設置個所もコミュニケーションが取られていない。様式10がいまだに手交されていない。

会社：コミュニケーションは充分に行ったという認識である。認識合わず！

## 長期にわたる特定の労組に対する嫌がらせ、嫌悪感と 規制・排除であり、会社による不当労働行為と断定！

事  
務  
所  
関  
係

組合：2020年2月に申請して以降、1年10か月に渡り便宜供与されないことへ抗議する！この間、一切示されない！

会社：物件が今も見つからない。

確定した場所が決まらなると示せない。

示せる時期は、早いタイミングにあるので示せない。

輸送サービス労組に対する  
嫌悪感と不履行！



これまでの事務所の便宜供与についてのスケジュールの示し方は、輸送サービス労組に対して便宜供与しない（貸さない）と受け取れる。その根拠は、窓口間で長引いている理由や、便宜供与出来ない理由が一切述べられないことだ。

再三申し入れを行ったが回答が無いため、異例ではあるが申し入れ行い団体交渉を行った。

窓口から説明や報告がないこと、長引いていることは、極めて意図的であり、輸送サービス労組への嫌悪感と活動の規制であると受け取らざるを得ない！～その3へつづく～



不当労働行為で  
あることを通告！



## 労使間の取扱いに関する協約を遵守し、 正常な労使関係を求める緊急申し入れ 団体交渉を行う！～その3～

12月22日  
東地申  
27号

2. JR東日本輸送サービス労働組合に所属する組合員に対する、あらゆる差別的扱いを直ちに止め、是正すること。

【会社回答】労働組合への加入の有無や所属によって差別を行うことはない。



**組合加入者への“悪者論” “脱退勧奨”の数々を指摘！  
悪質な差別と嫌悪感を持った人事異動だ！許されない！**



### 【T 職場】

置き石は、お前ら（輸送サービス労組）がやったんだろう！

#### （会社回答）

- ・不適切である。
- ・当人に対して指導した。

### 【A 職場】

労組に所属していると希望箇所に異動出来ない！

#### （会社回答）

人事異動は、組合加入で判断するものではない。

### 【K 職場】

試験に合格したいのなら、組合を辞めた方がいい。

#### （会社回答）

組合加入で（合否が）関係するものではない。

### 【管理者登用 について】

資格を持ちながらも、助役（管理者）に登用されないばかりか、出向させられている。データはしっかり把握している！

#### （会社回答）

任用の基準に基づき、行っている。

### 支社が職場と大きくかけ離れた回答！

「過去も現在もやっていない。将来にわたってもやらない。しかし、これまでの言動は撤回しない!」

「もう2度とこのような言葉が出ないのか」の問いに「分からない!」

**だから、真逆なことが職場では現れている!**

- ・労使議論を継続しても、自主解決は難しい!これは、東京支社による輸送サービス労組へのウソとごまかしの支配介入・不当労働行為である!よって、新たな段階に進まざるを得ない!
- ・これまでの実害は絶対に許さない!特に上野車掌区、中野車掌区への謝罪を求める!支社が同じ回答をするのであれば、現場で議論させてもらう!拒否することは不当労働行為である!



以下を通告して  
交渉を終える!

